

グローバルESGハイクオリティ 成長株式ファンド (為替ヘッジなし)

愛称: 未来の世界(ESG)

追加型投信/内外/株式

未来の世界(ESG)について

国内公募投信市場においてESG*関連商品に注目が集まっています。当該商品の純資産総額は拡大していますが、ESG関連商品といってもその種類はさまざまです。

グローバルESGハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)(愛称:未来の世界(ESG))は、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力、ESGへの取り組みなどの評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選して投資を行います。

当資料では、当ファンドの特徴を改めてご紹介します。ESG関連商品の状況に関するご理解につながれば幸いです。

* ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の略称です。

①ESGについて

Q1. ESGについて教えてください。

A1. ESGは、企業価値を測る新しい投資評価です。

これまで、企業価値を測る主たる手段は業績やバランスシートの分析といった財務状況の分析が主流でした。しかし、近年では、企業の長期的成長には、財務状況のみならず、環境や社会課題への取り組みやそれらを遂行する能力(ガバナンス)が必要とされています。それらを評価する手段がESGです。

Q2. ESGの投資手法にはどのようなものがありますか。

A2. ESG投資はひとつの投資手法で行われるわけではなく、一般的に、次の手法に分類されます。なお、当ファンドでは下記の①②④⑦を活用しています。

投資手法	内容
①ネガティブスクリーニング	兵器産業等の特定の業種・テーマに関する企業を除外
②ポジティブ/ベストインクラス	業種内でESGの観点から評価の高い銘柄を組み入れる手法
③規範に基づくスクリーニング	国連グローバル・コンパクト等の国際的に合意された規範に基づいて、投資対象をスクリーニング
④ESGインテグレーション	銘柄選定プロセスにESGの視点を考慮
⑤持続可能性テーマ投資	気候変動や再生エネルギー等のテーマに着目
⑥インパクト/コミュニティ投資	社会課題を解決するための事業等に投資を実施
⑦エンゲージメント・議決権行使	ESGの観点から、株主として働きかけを実施

出所: 金融庁の情報をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

巻末の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

②未来の世界(ESG)のESGに対する取り組みについて

Q3. 当ファンドのESGに関するプロセスについて教えてください。

A3. 「ハイクオリティ成長企業」発掘の5つの観点のひとつである『ESG評価(クオリティ評価)』では、環境や社会へのネガティブな影響が限定的であることや企業統治*1が強固であることの評価を行います。また、『ESGの観点による除外』では、環境や社会に望ましくないと考えられる業種や、企業統治の面で評価の劣る企業を除外するほか、『ESG評価(アライメント)』として運用チーム独自の観点により、メダルレーティング*2を行い、組入比率の調整を行っています。

*1 企業ぐるみの不正や、違法行為等を防止するために企業を統制・監視する仕組み。

*2 メダルレーティングとは、HELP(ヘルプ=助ける) & ACT(アクト=行動を起こす)の観点により、ESGアライメント(ビジネス戦略とESGの整合性)を精査したうえで評価し、その評価に応じてゴールド、シルバー、ブロンズ、メダルなしへの分類を行うことをいいます。

【ハイクオリティ成長企業とは】



【メダルレーティング分類】

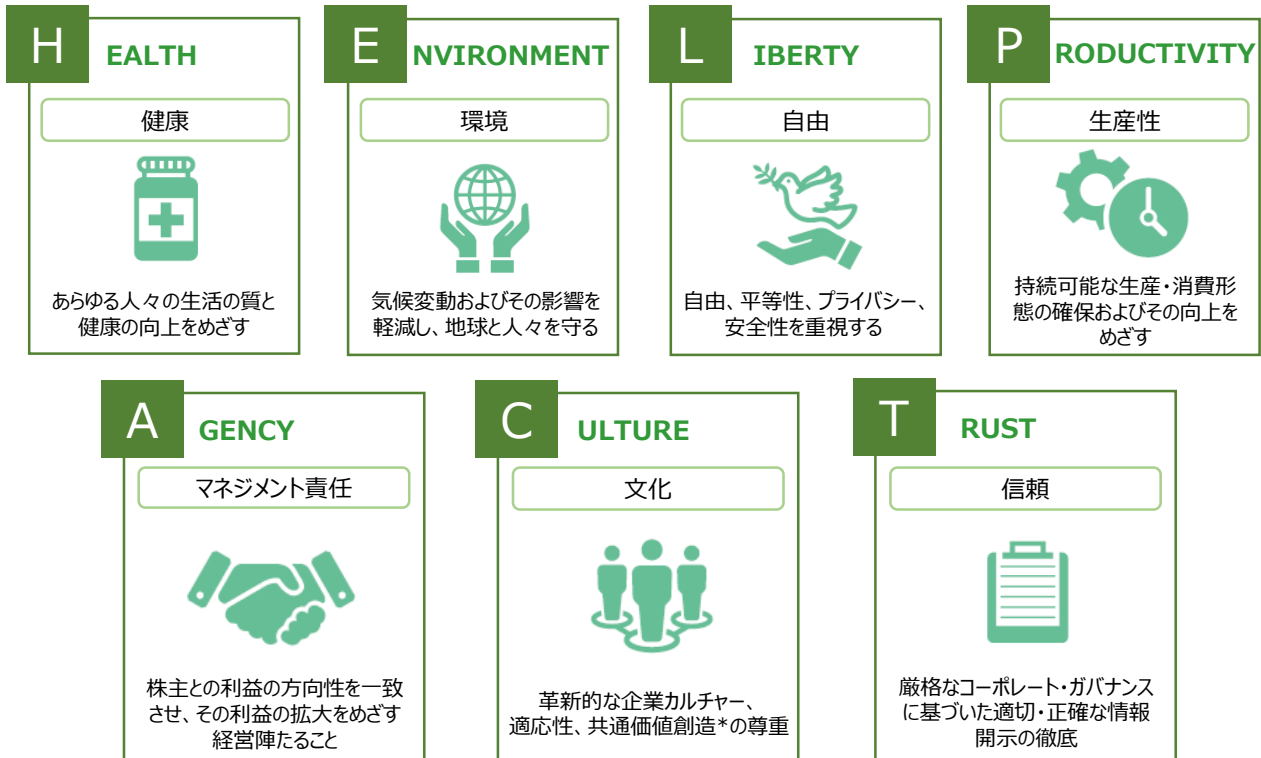
メダルレーティング	組入比率の調整
ゴールド	増加
シルバー	調整なし
ブロンズ	低下
メダルなし	組入除外

※上記プロセスは当ファンドが投資するマザーファンドの運用プロセスです。
※資料作成時点のファンドマネジャーの考えに基づくものであり、今後予告なく変更される場合があります。
出所: モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの情報をもとにアセットマネジメントOne作成

Q4. メダルレーティングの評価基準を具体的に教えてください。

A4. HELP(ヘルプ=助ける) & ACT(アクト=行動を起こす)の考え方を基準に定性的に評価しています。HELP & ACTの観点でESGアライメント(ビジネス戦略とESGの整合性)を精査することで、ハイクオリティ成長企業の競争優位性と成長性が長期にわたって持続的に維持可能か判断することができると運用チームでは考えます。

【HELPとACTのイメージ】



* 共通価値創造(CSV: Creating Shared Value)は、企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営フレームワークを指します。

※資料作成時点のファンドマネジャーの考えに基づくものであり、今後予告なく変更される場合があります。
出所: モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの情報をもとにアセットマネジメントOne作成

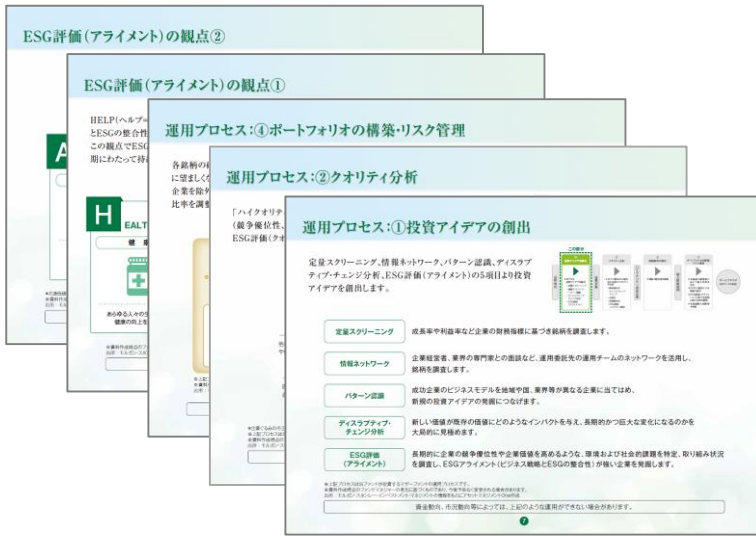
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

③ 未来の世界(ESG)のESG開示体制について

Q5. 当ファンドの評価手法はどこに開示されていますか。

A5. 商品説明のための目論見書・販売用資料、月次報告書などにおいて、ESG関連情報を開示しています。

【販売用資料(7~8ページ、10~12ページ)イメージ】



【販売用資料(13~16ページ)イメージ】



例えば、販売用資料では、7~8ページおよび10~12ページ(左図)にESG評価の解説が掲載されています。加えて、13~16ページでは、組入上位10銘柄、銘柄紹介(右図)にメダルレーティングおよびESG評価(アライメント)のポイント等が掲載されています。

④ その他

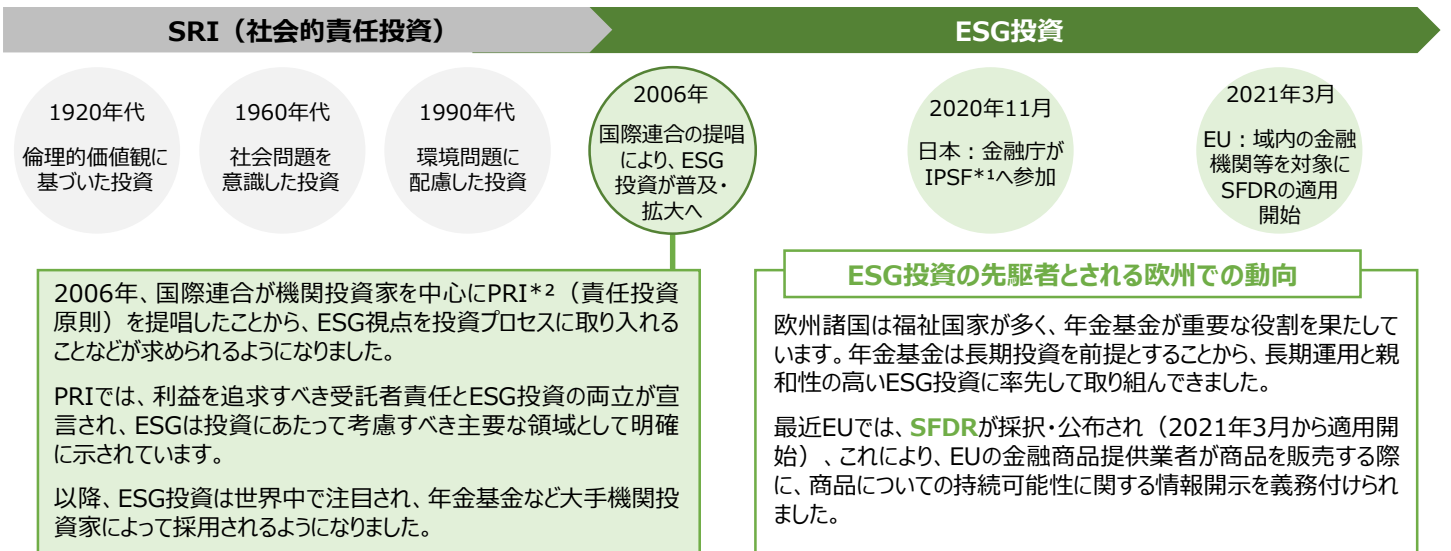
Q6. ESGに係る開示ルールはどのようなものがありますか。

A6. 欧州において2021年3月からSFDR*が施行されました。

一方、国内においては、2021年7月時点において、特段のルールは定められていません。

* SFDR: Sustainable Finance Disclosure Regulation(サステナブル・ファイナンス開示規則)。ESGの観点から金融商品の特性を評価・開示すること等を義務付ける規制であり、2021年3月からEUで適用開始。

【ご参考: ESG投資の歴史】



* 1 IPSF: International Platform on Sustainable Finance。サステナブル・ファイナンス(持続可能な社会を実現するための金融)に関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム。2019年に欧州委員会を中心となり発足。

* 2 PRI: Principles for Responsible Investment(責任投資原則)。2006年に国際連合によって提唱されたもので、投資の意思決定に際してESGを考慮した6つの原則で構成されている。

出所: 国際連合、各種資料をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

巻末の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

Q7. 欧州SFDRについて教えてください。

A7. 2021年3月10日、EUの金融市場参加者および金融アドバイザーなどを対象に適用開始となった開示規則です。開示方法は、交付目論見書、ウェブ開示、アニュアルレポートに目的、方針、方法論を文書化しつつファンドを「グリーン*1」に関して明確に分類することとされています。目的は、①開示の標準化によるサステナブル投資の比較可能性の向上、②グリーンウォッシュ*2の防止です。

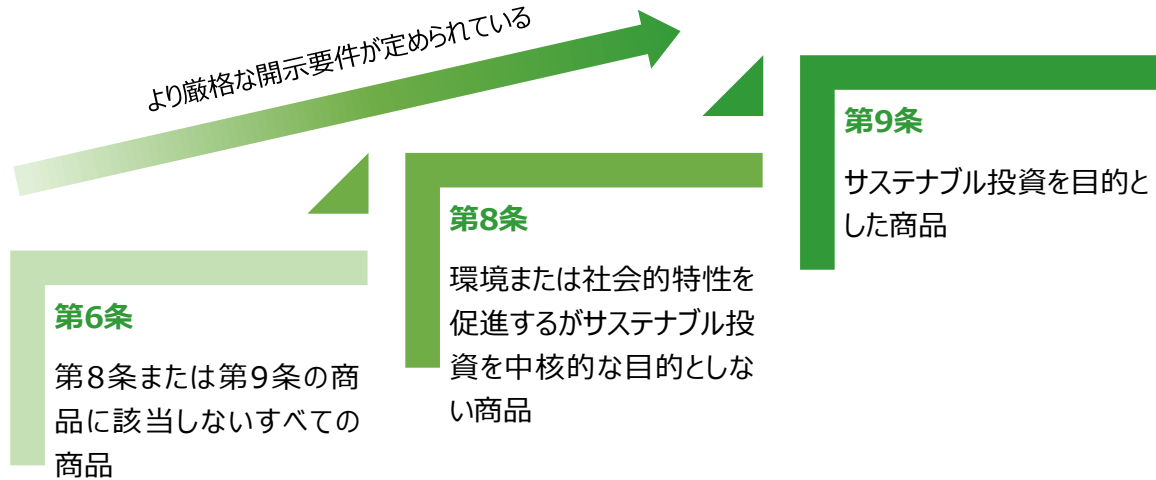
*1 グリーンとは、環境保護や自然保護またはその運動のことを指します。

*2 グリーンウォッシュとは、環境保護等にうわべだけ熱心に見せかけること。「グリーン」と「ホワイトウォッシング(うわべを取り繕う、見せかける)」を合わせた造語。

【ファンド分類について】

環境または社会的特性を促進する商品かどうか、サステナブル投資を目的とする商品か否か、次の3つの観点で分類され、それぞれの段階で要件に応じた情報を開示することが求められています。

【欧州SFDR条項によるファンド分類イメージ】



出所: 各種資料をもとにアセットマネジメントOne作成

Q8. 欧州SFDR条項の第8条・第9条に該当するための開示項目を教えてください。

A8. 欧州SFDRの8条は環境や社会的な特性を促進するファンド、第9条はサステナブル投資を目的とするファンドで、各々、目論見書・ウェブサイト・アニュアルレポート等で開示することが必要な項目が定められています。例えば、欧州においては第8条・第9条に該当するファンドは、サステナビリティへの主要な悪影響をどの程度考慮しているかの評価指標として、以下18項目の義務的指標が提示されています。(2022年1月から適用開始予定)

GHG*1排出量	①GHG排出
	②カーボンフットプリント*2
	③排出原単位
	④化石燃料セクターへのエクスポージャー
	⑤非再生可能エネルギー消費量割合
	⑥気候高インパクトセクターにおけるエネルギー消費原単位
生物多様性	⑦生物多様性に敏感な地域での悪影響を及ぼす活動
水	⑧排水量原単位
廃棄物	⑨有害廃棄物割合
社会・従業員事項	⑩UNGC(国連グローバル・コンパクト)、OECD(経済協力開発機構)多国籍行動指針違反
	⑪UNGC、OECD多国籍行動指針遵守をモニタリングするプロセスや仕組みの欠如
	⑫調査前ジェンダー給与格差
	⑬取締役会のジェンダー多様性
ソリン／国際機関への投資	⑭問題武器(Controversial Weapons)エクスポージャー
	⑮GHG排出原単位(国債のみ)
不動産資産	⑯投資先国の社会違反(国債のみ)
	⑰化石燃料エクスポージャー
	⑱エネルギー非効率不動産エクスポージャー

*1 温室効果ガス(Greenhouse Gas)の略称です。

*2 商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体で排出される温室効果ガスをCO2排出量に換算して商品やサービスに分かりやすく表示する仕組みのこと。

出所: 各種資料をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報および作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

Q9. 当ファンドは欧州SFDRの適用対象ですか。

A9. 欧州SFDRの対象は、EUで販売されるファンドであるため、日本国内のみで販売されている当ファンドは適用対象となりません。

Q10. 今後の情報開示はどのように考えていますか。

A10. アセットマネジメントOneでは、これまで商品説明のための目論見書・販売用資料、月次報告書など随時改善を図り、ESG関連情報の開示に取り組んできました。

当ファンドは欧州SFDRの対象外ではあるものの、弊社では、これまでの取り組みに加え、当該開示規則に準じた情報開示にも努めてまいります。当ファンドにつきましては、引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

※上記は過去の情報および作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

巻末の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

ファンドの特色 (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

1 主としてわが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)*1に実質的に投資を行います。

(*1)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- グローバルESGハイクオリティ成長株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)への投資を通じて、株式に実質的に投資を行います。なお、マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

2 ポートフォリオの構築にあたっては、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力、ESG*2への取り組みなどの評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選して投資を行います。

(*2)「ESG」とは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の略称です。

- ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄を選定します。
- 積極的なESG課題への取り組みとその課題解決を通じて、当該企業の競争優位性が持続的に維持され、成長が期待される銘柄に注目します。
- マザーファンドの運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク*3に株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。なお、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド*4およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー*5に再委託します。

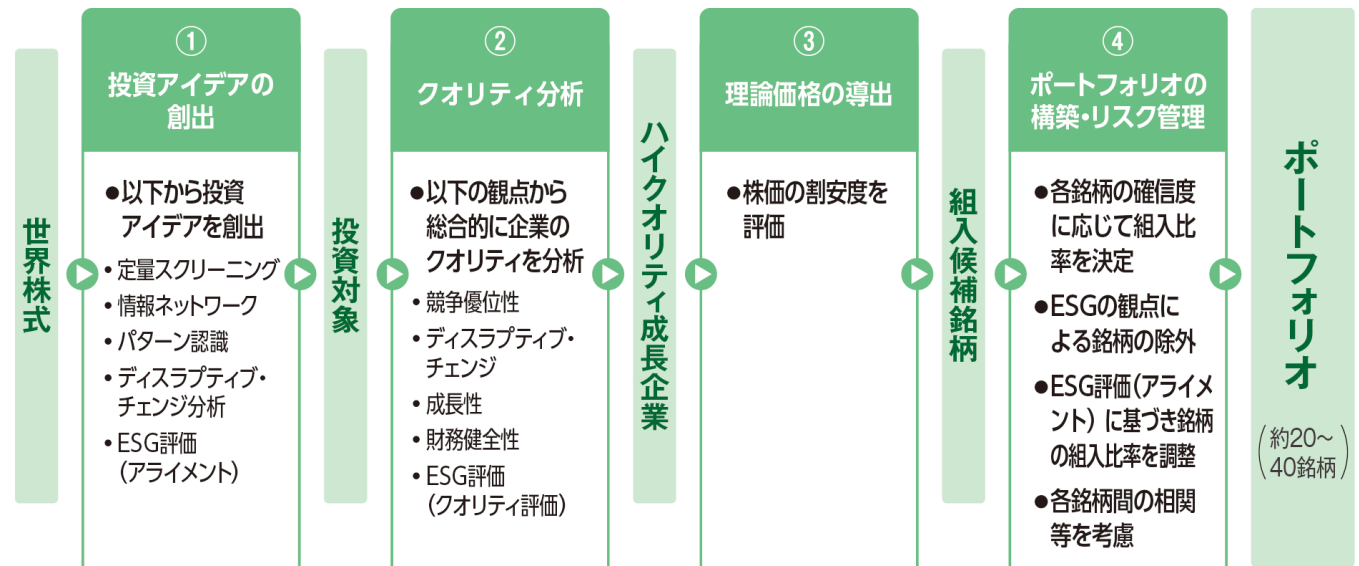
(*3)モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのニューヨーク拠点であり、資産運用業務等を営んでいます。

(*4)モルガン・スタンレーの香港法人であり、証券業務、投資銀行業務、ウェルス・マネジメント業務、資産運用業務等を営んでいます。

(*5)モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのシンガポール拠点であり、資産運用業務等を営んでいます。

運用プロセス

持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される企業のうち、市場価格が理論価格より割安かつESG評価の観点から企業価値の向上が期待できる銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。



① 投資アイデアの創出

定量スクリーニング、情報ネットワーク、パターン認識、ディスラプティブ・チェンジ分析、ESG評価(アライメント)の5項目より投資アイデアを創出します。

- 定量スクリーニング** 成長率や利益率など企業の財務指標に基づき銘柄を調査します。
- 情報ネットワーク** 企業経営者、業界の専門家との面談など、運用委託先の運用チームのネットワークを活用し、銘柄を調査します。
- パターン認識** 成功企業のビジネスモデルを地域や国、業界等が異なる企業に当てはめ、新規の投資アイデアの発掘につなげます。
- ディスラプティブ・チェンジ分析** 新しい価値が既存の価値にどのようなインパクトを与え、長期的かつ巨大な変化になるのかを大局的に見極めます。
- ESG評価(アライメント)** 長期的に企業の競争優位性や企業価値を高めるような、環境および社会的課題を特定、取り組み状況を調査し、ESGアライメント(ビジネス戦略とESGの整合性)が強い企業を発掘します。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

② クオリティ分析

「ハイクオリティ成長企業」の発掘にあたっては、5つの観点(競争優位性、ディスラプティブ・チェンジ、成長性、財務健全性、ESG評価(クオリティ評価)*)から総合的に判断します。

* 環境や社会のネガティブな影響が限定的であることや企業統治が強固であることの評価

③ 理論価格の導出

「ハイクオリティ成長企業」のうち、市場価格が理論価格より割安と判断される企業を厳選し、組入候補銘柄とします。

④ ポートフォリオの構築・リスク管理

各銘柄の確信度に応じて組入比率を決定します。環境や社会に望ましくないと考えられる業種や、企業統治の面で評価の劣る企業を除外します。ESG評価(アライメント)に基づき、銘柄の組入比率を調整します。なお、各銘柄間の相関等も考慮します。

ESGの観点による除外	ESG評価(アライメント)に基づき 組入比率を調整										
<p>環境や社会に望ましくないと考えられる業種や、企業統治の面で評価の劣る企業を除外します。</p> <p style="background-color: #f4a460; color: white; text-align: center; padding: 2px;">環境・社会・企業統治</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 酒、たばこ、ギャンブル、化石燃料の生産、武器の製造などを主な事業とする企業 ● 国による株式保有比率が20%を超える企業など 	<p>運用チーム独自の観点により、メダルレーティング*を行い、組入比率の調整を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #76b82a; color: white;">メダルレーティング</th> <th style="background-color: #76b82a; color: white;">組入比率の調整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ゴールド</td> <td style="text-align: center;">増加</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">シルバー</td> <td style="text-align: center;">調整なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ブロンズ</td> <td style="text-align: center;">低下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メダルなし</td> <td style="text-align: center;">組入除外</td> </tr> </tbody> </table>	メダルレーティング	組入比率の調整	ゴールド	増加	シルバー	調整なし	ブロンズ	低下	メダルなし	組入除外
メダルレーティング	組入比率の調整										
ゴールド	増加										
シルバー	調整なし										
ブロンズ	低下										
メダルなし	組入除外										

* 当運用プロセスにおけるメダルレーティングとは、HELP(ヘルプ=助ける)&ACT(アクト=行動を起こす)の観点により、ESGアライメント(ビジネス戦略とESGの整合性)を精査したうえで評価し、その評価に応じてゴールド、シルバー、ブロンズ、メダルなしへの分類を行うことをいいます。また、メダルレーティングに応じて銘柄の組入比率の調整を行います。

HELP&ACTの観点でESGアライメントを精査することで、ハイクオリティ成長企業の競争優位性と成長性が長期にわたって持続的に維持可能か判断することができますと運用チームでは考えます。

HEALTH(健康)	: あらゆる人々の生活の質と健康の向上をめざす
ENVIRONMENT(環境)	: 気候変動およびその影響を軽減し、地球と人々を守る
LIBERTY(自由)	: 自由、平等性、プライバシー、安全性を重視する
PRODUCTIVITY(生産性)	: 持続可能な生産・消費形態の確保およびその向上をめざす
AGENCY(マネジメント責任)	: 株主との利益の方向性を一致させ、その利益の拡大をめざす経営陣たること
CULTURE(文化)	: 革新的な企業カルチャー、適応性、共通価値創造*の尊重
TRUST(信頼)	: 厳格なコーポレート・ガバナンスに基づいた適切・正確な情報開示の徹底

* 共通価値創造(CSV: Creating Shared Value)は、企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営フレームワークを指します。

※前述の運用プロセスは、マザーファンドのものです。

※運用プロセスは、2021年1月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

出所: モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの情報をもとにアセットマネジメントOne作成

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの投資リスク (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドは実質的に個別銘柄の選択による投資を行うため、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも基準価額は下落する場合があります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。
信用リスク	有価証券等の価格は、その発行者に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることもあり、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また、取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となる場合があります。当ファンドは実質的に新興国の株式にも投資を行う場合があります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課税的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日に該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2030年7月12日まで(2020年7月20日設定)
繰上償還	純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、償還することがあります。
決算日	毎年7月14日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	当ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

※ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

お客さまにご負担いただく手数料について

(詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

ご購入時	購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額となります。購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。												
ご換金時	換金時手数料	ありません。												
	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。												
保有期間中 (信託財産から間接的にご負担いただきます。)	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.848%(税抜1.68%)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率1.00%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.65%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率1.00%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.65%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
		支払先	内訳(税抜)	主な役務										
		委託会社	年率1.00%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価										
販売会社	年率0.65%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価												
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価												
※委託会社の信託報酬には、グローバルESGハイクオリティ成長株式マザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク)に対する報酬(当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.65%)が含まれます。なお、当該投資顧問会社に対する報酬には、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに対する報酬が含まれます。														
その他の費用・手数料	組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。													

※上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に株式等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

委託会社およびファンドの関係法人

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

<受託会社>みずほ信託銀行株式会社

<販売会社>販売会社一覧をご覧ください

<投資顧問会社>モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・
インク

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター: 0120-104-694
(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページURL: <http://www.am-one.co.jp/>

販売会社 (お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

2021年8月2日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○	○	○		

- その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。